

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 農 学 ）	氏名	大 坪 史 人
学位授与の要件	学位規則第4条第1・②項該当		
論 文 題 目			
条件不利地域における中間組織の存在形態とあり方 —農村生活の持続性向上のため食料循環システムの構築に向けて—			
論文審査担当者			
主 査	教授	細野	賢治
審査委員	教授	三本木	至宏
審査委員	教授	島田	昌之
審査委員	教授	実岡	寛文
審査委員	名誉教授	山尾	政博
審査委員	主席研究員	小林	元（日本協同組合連携機構）
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文の研究目的は、条件不利地域において農村生活の持続性を高める中間組織のあり方を明らかにすることである。そのため、わが国における中山間地域・島しょ部で活動する4つの中間組織（新潟県佐渡市、広島県安芸太田町、三次市、安芸高田市の組織・団体）による農業および農村生活支援の取組を事例として、中間組織における農業生産および食料循環に対する支援の実態を把握し、これらによる農村生活の持続性向上に向けた「食料循環システム」の構築方策を検討している。</p> <p>本論文は、序章および終章を含む8つの章で構成されている。</p> <p>序章では、問題背景、既存研究のサーベイ、目的と課題および研究方法を示した</p> <p>第1章では、高度成長期以降のわが国における農業・農村にかかる政策について、農業政策、地域開発政策、および地域振興政策の3つの視点から画期ごとに検討した。</p> <p>第2章では、条件不利地域対策に対する議論や中間組織論の先行研究などを踏まえ、「農村生活支援型中間組織」を規定し、その条件不利性の差異（農村経済における農業の依存度、政策依存度）のから次の4つに類型区分して把握した。すなわち、①農業社会組織、②農業自主組織、③農外社会組織、④農外参入組織、である。</p> <p>第3章では、新潟県佐渡市における「朱鷺と暮らす郷づくり」認証米の取組を事例として、離島における持続性向上のための環境保全型農業を指揮する農協の外需獲得戦略とそれがもたらす農村生活維持機能について検討した。</p> <p>第4章では、広島県安芸太田町の太田川産直市の取組を事例として、住民主体で形成された農産物直売所における経営戦略と、関係する農協の販売事業と連携による地域補完型</p>			

の食料循環システムの構築がもたらす農村生活維持機能について検討した。

第 5 章では、広島県三次市の株式会社川西郷の駅の取組を事例として、地域運営組織 (Region Management Organization=RMO) による農村生活の持続性向上のための活動と集落営農による支援が連動したことにより実現した、農村自治の強化と農村生活の維持機能を高める体制づくりについて検討した。

第 6 章では、広島県安芸高田市に所在し地場野菜を広島市内の飲食店にネット販売している M 社の取組を事例として、移住者により形成されたコミュニティ・ビジネスによる地域農業の生産力向上効果や地域内外での生産・消費の体制づくりがもたらす農村生活維持効果について検討した。

終章では、これらの議論を総括し、第 2 章で区分した中間組織の 4 類型のうち、①「農業社会組織」については佐渡市の事例から「地域農業維持モデル」、②「農業自主組織」については安芸太田町の事例から「地域内食料循環補完モデル」、③「農外社会組織」については三次市の事例から「地域内生活安定化モデル」、④「農外参入組織」については安芸高田市の事例から「地域生活発展型モデル」をそれぞれ追求することが、多様な条件不利性を持つ農村社会の持続性向上に繋がると指摘した。

本論文がもたらした新たな知見は以下のとおりである。第 1 に、わが国の農業および農村社会の持続性に着目し、条件不利地域について地理的条件と社会的条件の 2 つの側面からその不利性を把握した上で、これらの地域の維持を困難にする最大要因が「買い物弱者」問題であると指摘した。第 2 に、持続性を担保する必要条件として「食料循環システムの構築」が必要であることを明らかにし、そのための (食料生産者と消費者との橋渡し役としての) 中間組織の存在が重要であることを示した。第 3 に、これら中間組織を農村経済における農業の依存度、および政策依存度の 2 つの軸で 4 類型に区分し、それら類型ごとにケーススタディに基づき存在形態とあり方を考察した。第 4 に、これらの分析から、農村生活における持続性向上のための中間組織のあり方は、その条件不利性の差異に対応した機能を有する必要があることを示唆した。以上の点はこれまでの社会経済農学の分野では示唆されていない内容である。

審査の結果、本論文はこれまでの社会経済農学分野の研究に新たな知見をもたらしており、本論文の著者は博士 (農学) の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。